

平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

平成25年6月11日
独立行政法人工業所有権情報・研修館

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成24年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定）に基づき、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）において環境配慮契約の締結が可能か確認を行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針に基づく契約はなし。

理由・・・情報・研修館においては特許庁の庁舎等にて使用許可に基づき運営していることから、独自の電気供給契約等は締結していない。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

特になし。